

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（案）について

令和 7 年 12 月 12 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「医療法等一部改正法」という。）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号。以下「別表主務省令」という。）の一部を改正する。

2. 改正の概要

（1）医療法等一部改正法による番号利用事務追加に係る改正

- 医療法等一部改正法により、番号利用法別表が改正され、個人番号の利用が可能となる事務として、以下の事務が追加されること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療の給付又は医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの②石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの③水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの④特定 B 型ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
|--|

- これを踏まえ、別表主務省令を改正し当該事務に係る規定の追加を行う。
（第 48 条の 2 の 2、第 60 条の 2 の 2、第 65 条、第 67 条の 2）

（2）医療法等一部改正法による電子資格確認の導入に伴う規定の整備

- 現行の番号利用法別表において、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第百十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が個人番号利用事務として規定されている。
- 医療法等一部改正法により、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律が改正され、同法第 10 条第 1 項の医療の給付、同法第 17 条第 1 項の医療費の支給及び同法第 18 条

第1項の一般疾病医療費の支給について、電子資格確認（※）が導入されることとなったところ。（医療法等一部改正法附則第1条第6号の規定に掲げる日（公布後2年以内）から施行予定）

- 電子資格確認の導入に当たっては、当該規定の施行日前に、対象者の資格情報（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条の被爆者健康手帳）について、個人番号を利用して管理する必要があることから、別表主務省令を改正し、電子資格確認の導入に当たり必要な事務に係る規定を追加する。

（第48条の2）

（※）電子資格確認：個人番号カードを用いて医療機関等の窓口で対象者の資格情報の確認を受けるもの。

（3） 其他所要の規定の整理

（第60条の3、第64条、第67条の3）

3. 今後の予定

- 公布日：令和8年1月下旬
- 施行期日：公布日